

岩手大学法人文書の開示実施等に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 3 月 27 日 最終改正

（目的）

第 1 条 この細則は、岩手大学情報公開取扱規則第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）の保有する法人文書の公開に係る手数料及びその納付方法について定めることを目的とする。

（開示の実施方法）

第 2 条 本学が定める法人文書の公開に係る開示の実施方法は、別表の左欄に掲げる法人文書の種別に応じ、同表の中欄に掲げる方法とする。

（手数料の額）

第 3 条 本学が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求手数料

開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円

二 開示実施手数料

開示を受ける法人文書 1 件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）

ただし、基本額（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は当該基本額から 300 円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第 2 号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

（手数料の納入方法）

第 4 条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金による払込又は岩手大学が指定する金融機関の口座への振込により納入するものとする。ただし、開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合の郵送料は、開示請求者が負担するものとする。

2 前項に規定する現金での納入は、岩手大学情報公開室において行うものとする。

3 第 1 項に規定する金融機関の口座への振込に要する経費は、開示請求者が負担するものと

する。

（開示実施手数料の減免）

- 第5条 学長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を学長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年12月18日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年3月27日から施行する。

別表（開示実施手数料関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとに100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）

	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203mm、横254mmのものについては、430円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203mm、横254mmのものについては、1,300円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
七 電磁的記録 (五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 電子情報処理組織を使用する方法	1ファイルにつき210円
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に

	付	1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 3 9 0 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6, 8 0 0 円 (1 6 mm 映画フィルムについては 1 3, 0 0 0 円、3 5 mm 映画フィルムについては 1 0, 1 0 0 円) に記録時間 1 0 分までごとに 2, 7 5 0 円 (1 6 mm 映画フィルムについては 3, 2 0 0 円、3 5 mm 映画フィルムについては 2, 6 5 0 円) を加えた額
九 スライド及び録音テープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 6 8 0 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5, 2 0 0 円 (スライド 2 0 枚を超える場合にあっては、5, 2 0 0 円にその超える枚数 1 枚につき 1 1 0 円を加えた額)
備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		